

戸田市立芦原小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許されないものである。本校では、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、いじめの未然防止・早期発見・組織対応に全力で取り組むこととする。子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめ問題の克服を目指した対策を総合的かつ効果的に推進する。

①いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

②初期段階のいじめも含めた積極的認知

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- いじめの認知は、いじめ問題等対策委員会を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③いじめ防止等のための対策の基本的な取組

●いじめの未然防止

- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 考え、議論する道德の推進
- ・ 主体的に児童生徒が参画する取組の推進
- ・ 人権意識及び規範意識の醸成
- ・ 望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進
- ・ SNS を介したいじめ防止に関する情報モラル教育の充実

●いじめの早期発見

- ・ いじめに関する定期アンケートの実施
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ 外部専門機関等の相談窓口の周知
- ・ 教職員同士の情報共有
- ・ 管理職及びいじめ問題等対策委員会への報連相
- ・ 教職員の研修

●いじめ事案への対処

- ・ 組織的な対応によるいじめの実態把握
- ・ 被害児童生徒への支援
- ・ 加害児童生徒への毅然とした指導
- ・ 保護者との緊密な連携
- ・ 外部専門機関との連携
- ・ 教育委員会との連携
- ・ 家庭や地域との連携

④いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。定期的な声かけ等で被害・加害児童生徒の状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認する。

重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間：30日を目安）
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

いじめに係る相談窓口

戸田市立芦原小学校	048-420-2226
戸田市立教育センター	048-434-5670
県立総合教育センター	0120-86-3192（子供専用） 048-556-0874（保護者専用）
埼玉県警察少年体験センター	048-861-1152
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310

